多様なニーズを持つ子どもが通う教育施設の質保証 — イギリスにおける代替教育施設に対する評価の観点に焦点を当てて —

The Quality Assurance of Educational Institutions which Children with Diverse Educational Needs Attend

— the Analysis of Evaluation Viewpoints Applied

to Alternative Provision in England —

水 森 ゆりか* (令和3年12月17日受理)

要約

近年、教育ニーズの多様化に伴い、教育の形態や内容等が多様化してきている。このことに伴い、多様な教育施設の質保証をいかに行っていくのかが喫緊の課題となっている。具体的には、多様な教育の質をどのような観点から評価するのか、個々の教育施設の独自性を活かしつつ質保証を行うためにどうすればよいのかなどについての検討が必要になろう。これらのことを考察するために、本稿では、イギリスにおける代替教育施設に対する評価の観点を分析した。その結果、各教育施設の教育実践の多様性を尊重しつつ、個々の教育施設における実践の妥当性を厳格に評価することによって、教育の質を維持しようとしていることなどが明らかになった。

キーワード:教育ニーズの多様化と質保証、学校査察、代替教育施設

keywords: diversification of educational needs and quality assurance, school inspection,

Alternative Provision, AP

1. はじめに

近年、様々な困難や課題を抱えた生徒のニーズを満たすための教育が広がりを見せている。たとえば、不登校経験のある生徒や全日制高等学校を中退した生徒などが多く学んでいる通信制高校の校数や生徒数が近年増加傾向にある*1)。他方で、一部の高等学校通信制課程において、不適切な学校運営や高等学校学習指導要領等に基づかない教育活動が行われるなどの問題も生じており、文部科学省が平成28年に「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」を策定し、これに基づき点検調査を行うなど、通信制高校に対する質保証のための取り組みが行われてきている。このように、教育が多様化していく中において、その質をどう保証するのかが重要な課題となってきている。

他方で、イギリス(本稿におけるイギリスとは、イングランドを指す)においても、主流の学校には分類されない教育機関の普及とその質保証の取り組みが近年見られるようになってきている。具体的には、義務教育段階等において退学や停学になった子どもたちが通う代替教育施設(Alternative Provision, AP)と呼ばれる機関である。日本にこれと同様の教育機関は存在せず、直接的な比較はできないものの、困難を抱えた子どもや若者のニーズをどのように満たしていくのかという点において共通の課題を抱えていると考えられる。

イギリスにおける主流の学校以外に属する教育 機関の質保証に関する研究としては、次の研究が あげられる。永田は、オルタナティブ・スクール の質保証と公費助成のあり方に関して、イギリス

(*みずもりゆりか 兵庫大学短期大学部非常勤講師 教育行政学)

を含めた各国の事例を調査している 1)。また、永田は、イギリスにおけるホームスクールに関する政府系文書をもとに、日本への示唆を導出している 2)。さらに、植田は、独立学校の登録手続きと学校監査の目的、内容等を分析し、独立学校の教育の自由と国家の関与のバランスについて考察している 3)。

これらの研究は、ホームスクールや独立学校に関するものであり、本稿が対象とする AP については触れられていない。しかしながら、AP は近年増加傾向にあり、様々なニーズを抱える子ども、若者の教育の一端を担っている重要な教育施設である。近年のイギリスにおける多様なニーズを持つ子どもや若者のための教育の質保証の全体像を明らかにするうえでも、AP に対する質保証を見ることは必要であると考えられる。

これらのことをふまえて、本稿では、AP に対 する質保証の取り組みを見ることを通して、多様 なニーズを持つ子ども、若者の教育の質保証のあ り方について考察を行いたい。具体的には、本稿 では、APに対していかなる観点から評価(学校 評価)が行われているのかに着目したい。APの 質を保証していくために様々な規制を整備してい く必要性があるものの、他方で、通常の学校とは 異なる状況に置かれている AP の独自性や多様性 に配慮した形で進められることも必要であろう。 我が国の文脈で言えば、樋口が、文部科学省が率 先して適応指導教室の整備を進めていくことは、 適応指導教室がより学校教育的な特徴をもつ施設 へと変容してしまう可能性が生じること、適応指 導教室のもつ多様性を一元化してしまう可能性が
 あることを指摘している⁴⁾。イギリスの文脈に 戻れば、通常の学校と共通に適用される部分と AP の独自性、多様性に配慮がなされる部分のバ ランスをいかに取っていくか、あるいは、どの部 分に関して規制を強化するのか等に着目すること が重要であろう。

本稿では、これらのことをイギリスの政府機関である教育水準監査院(Office for Standards in Education, Children's Services and Skills, Ofsted)が実施している学校査察(school inspection)に

おける評価の観点を分析することによって明らかにしたい。具体的には、Ofsted が発行している評価の枠組みに関する文書の分析を行う。上述の点を明らかにすることは、様々なニーズを抱えた生徒等の教育に関する質保証の取り組みが進展しつつある我が国にとっても示唆に富むものとなろう。

2. AP の概要

2-1. AP とは何か

本節では、まず本稿が対象とする AP とはいかなる教育施設であるのか、そこでどのような生徒たちが学んでいるのかについて整理しておきたい。

イギリスにおける AP は、「何らかの理由で、通常の学校あるいは特別学校(special school)に通っておらず、何らかの理由で、適切な教育を受けることができない義務教育段階の子どもたちのためのもの」5)と定義されている。

はじめに、APがどのような子どもたちを対象としているのかを確認しておきたい。教育省(Department for Education, DfE)によると、以下のような子どもたちが APに在籍する可能性がある。①行動上の問題のために退学(permanent exclusion)、停学(fixed-period exclusion)*2)となった子どもたち、あるいは、行動の改善を図るために当該学校以外の場への出席を命じられた子どもたち(off-site direction)、②身体的、精神的な健康上の理由を抱えた子どもたち、③学期途中に他地域から転入してきたなど、通常の学校で学ぶことを希望しているが、その待機を求められている子どもたちである 6)。

次に、APの設置主体について見てみたい。公営のAPとしては、代替教育機関(Pupil Referral Unit, PRU)がある。これは、地方当局(Local Authority, LA)が設置し、管理している施設である。また、APアカデミー(APacademy)という設置形態もある。アカデミーとは、個人の慈善家、企業、宗教団体、慈善団体、大学などの多様なスポンサーを有し、あらゆる能力の生徒に開かれた公費で運営される学校である。LAから独立し、

中央政府からの資金提供を受け、親による授業料 校と比較して、スタッフの賃金、カリキュラムの

の支払いはない。LA の管轄下に置かれている学 編成、理事会の規模と構成、授業日の長さ、回数

表 1 ウォリックシャーにおける AP 一覧

		にのける Ar 見				
	対象者	提供される教育の内容				
継続教育カレッジ						
1	キーステージ3、4の退学・停学の恐れがある生徒、 あるいは退学になった生徒	職業に関するスキル、英語や数学等の教科、人格や社 会性の発達支援(Personal Social Development, PSD)				
2	14~16歳の退学・停学の恐れがある生徒、あるいは 退学になった生徒	園芸や動物福祉に関するスキル、職業に関するスキル、 英語や数学等の教科、PSD				
登	登録済みの AP					
3	キーステージ3、4の退学の恐れがある生徒、あるいは退学になった生徒	職業に関するスキル、英語や数学等の教科、PSD				
4	11~16歳の退学の恐れがある生徒、あるいは退学になった生徒	芸術、職業に関するスキル、英語や数学等の教科、 PSD				
5	11~19歳の退学の恐れがある生徒、あるいは退学に なった生徒、特別な教育ニーズを持つ生徒	芸術、英語や数学等の教科、PSD				
6	14~18歳の退学の恐れがある生徒、あるいは退学に なった生徒	職業に関するスキル、英語や数学等の教科、PSD				
未	登録の AP(パートタイム、長期間)					
7	14~19歳の特別な教育ニーズあるいは自閉症スペクトラムや不安症の診断を持つ生徒、通常の学校に適応できない生徒	芸術、英語や数学等の教科、PSD				
8	11~19歳の退学の恐れがある生徒、あるいは退学に なった生徒、特別な教育ニーズを持つ生徒	英語や数学等の教科、PSD				
9	11~16歳の退学の恐れがある生徒、あるいは退学に なった生徒、特別な教育ニーズを持つ生徒	職業に関するスキル、英語や数学等の教科、PSD				
10	11~19歳の退学の恐れがある生徒、あるいは退学に なった生徒、特別な教育ニーズを持つ生徒	職業に関するスキル、英語や数学等の教科、PSD				
11	11~19歳の退学の恐れがある生徒、あるいは退学に なった生徒、特別な教育ニーズを持つ生徒	英語や数学等の教科、PSD				
12	11~19歳の退学の恐れがある生徒、あるいは退学に なった生徒、特別な教育ニーズを持つ生徒	芸術、職業に関するスキル、英語や数学等の教科、 PSD				
13	キーステージ3、4の生徒	PSD				
14	11~19歳の退学の恐れがある生徒、あるいは退学に なった生徒、特別な教育ニーズを持つ生徒	職業に関するスキル、英語や数学等の教科、PSD				
未	未登録の AP(パートタイム、短期間)					
15	6~25歳の退学の恐れがある生徒、あるいは、退学 になった生徒、特別な教育ニーズを持つ生徒	動物の飼育、英語や数学等の教科、PSD				
16	心理療法が必要な生徒	動物の飼育				
17	5~19歳の生徒	英語や数学等の教科、PSD				
18	14~19歳の退学の恐れがある生徒、あるいは、退学になった生徒	職業に関するスキル				
	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	1				

などに関する裁量が大きいのが特徴であり、学校が自律的に運営されることによる質の高い学校制度の構築が目指されている。また、アカデミーに加えて、教師、慈善団体、親グループ、宗教団体などが設置し、アカデミーと同様の自由を付与される学校であるフリー・スクール(free school)もあり⁷⁾、APフリー・スクール(AP free school)も存在している。

これとは別に、独立学校(independent school)として設置されている APも存在する。独立学校とは、1996年教育法第463条を要約すれば、LAによって維持管理されておらず、義務教育段階の5人以上の子ども、義務教育段階の1人以上の特別な教育ニーズを持つと認定されている子どもなどに対して全日制の教育を提供する学校である。独立学校には公費が投入されておらず、独自の資金で運営が行われるのが特徴である。独立学校は、政府が設定した基準を満たし、DfEへの登録が義務づけられている。

ただし、APの定義や種類は地域によって異な る。一例として、ウォリックシャー (Warwickshire) において AP の例としてあげら れているものを要約すると、①登録済みの独立 AP、未登録の独立 AP、② PRU、③医療的なニー ズを抱えている生徒が利用するもの、④継続教育 カレッジ*3) (Further Education College) など のうち、14~16歳の生徒に対してオルタナティブ な教育を提供するもの、⑤退学や停学を防止する ために、生徒を学校内で支援するもの、となって いる⁸⁾。すなわち、この地域では、継続教育カ レッジ等においても退学になった生徒たちなどに 対する教育が提供されていることや医療的なニー ズを持つ子どもに対する教育も含まれているこ と、学校内における取り組みも含まれることなど がわかる。

また、ウォリックシャーにおいて現在運営されている AP とその対象者、提供される教育内容の概要を一覧にしたのが表1である⁹⁾。複数の AP が存在していることや、対象年齢に関しては、10代の生徒を対象とした施設が多いものの、幅広い年齢の子どもが対象になっていること、施設ごと

に様々な教育が提供されていることがわかるであるう。

以上のように、APとは、対象とする生徒や設置主体などの面において、非常に幅広いものを含んでいることが確認できる。

2-2. AP の施設数、在籍生徒数など

次に、APの数と在籍する生徒数について確認していくことにしたい。まず、公営学校部門に関して述べると、表2に示すように、イングランド全体で352の PRU が存在し、16,135人が在籍している¹⁰⁾。

表 2 公営学校の学校数と生徒数 (2019)

	初等学校	中等学校	PRU
学校数	16,769	3,448	352
生徒数	4,727,090	3,327,970	16,135

次に、独立学校として設置されている AP についてである。DfE の統計には独立学校としてのAP というカテゴリーは存在せず、独立学校として一括して示されているため、DfE の統計から独立 AP の数を知ることは不可能であるものの、FFT education data lab によると、2017年現在、128の施設が存在し、2,500人以上の生徒が在籍しているという 11 。開設時期に関しては、2000年以前が3施設、2000~2009年が28施設、2010~2014年が47施設、2015~2017年が50施設となっており、2000年代以降に急増していることがわかる。

これとは別に、未登録の AP も存在している。 未登録の AP とは、ひとつには、登録の必要がない機関、すなわち、短時間の教育を提供している 機関や生徒数が5人未満の機関である。これらについては、その実態は不明である。他方には、登録の必要があるにも関わらず、未登録の状態で運営が行われている AP も存在する。たとえば、2016年1月から2019年8月にかけての Ofsted の調査によると、170の未登録の独立 AP の存在が確認されている¹²⁾。

2-3. AP に在籍する生徒の状況

生徒が AP に在籍している理由については、生 徒によって様々である。まず、学校を退学や停学 となり、APを利用することになる生徒たちの場 合について述べる。1996年教育法第19条(1)で規定 されているとおり、退学、病気、その他の理由に よって適切な教育を受けることができない生徒た ちに対して、フルタイムの適切な教育を保障する ことがLA に義務づけられている。LA は、生徒 が学校に在籍しているかどうかや生徒がどの学校 種に在籍しているかにかかわらず、当該地域内の 義務教育段階のすべての生徒が適切な教育を受け られるようにする義務を負っている。そのため、 生徒が退学になった場合、新しい学びの場を見つ けるのは LA の責任である¹³⁾。具体的には、LA は、生徒の退学後6日以内にフルタイムの教育機 会を確保しなければならない¹⁴⁾。LA は、生徒や 保護者、専門家の意見もふまえつつ、個々の生徒 に最も適切な AP を決定することになってい る¹⁵⁾。生徒が AP に在籍する際の費用に関して は、独立 AP を活用する場合も含めて LA が負担 する。他方、学校を停学になった生徒に関しては、 5日以上の停学の場合は、生徒が6日以内に適切 な教育を受けられるようにする責任を学校が負っ ている¹⁶⁾。停学期間中の AP (独立 AP を含む) の利用に関わる費用に関しては、学校が負担する こととされている。

なお、退学率と停学率に関しては、2019/20年における退学者数と退学率は、公営初等学校739人(0.02%)、公営中等学校4,269人(0.13%)となっている。また、停学者数、停学率については、公営初等学校47,261人(1.00%)、公営中等学校253,307人(7.43%)となっている。このように、公営中等学校における停学率がとりわけ高くなっている¹⁷。

また、メンタルヘルスに関連する困難を抱えており、自ら退学する生徒も存在し、これらの生徒がAPを利用するケースもある。

在籍の形態については、生徒がフルタイムで APに在籍する場合もあれば、パートタイムで利 用するケース (たとえば、off-site direction を受け た生徒が在籍校に通いながら AP を利用する、一人の生徒が複数の AP を利用するなど) もあり、様々である。また、APへの在籍期間については、平均およそ6カ月となっているが、1年以上の長期に及ぶ場合もある¹⁸⁾。

次に、APに在籍している子どもはどのような特徴を有しているのであろうか。PRU (APアカデミー、APフリー・スクールを含む)に在籍する子どもの特徴に関して、年齢別に見ると、15歳が44%、14歳が22%、13歳が13%と13~15歳の生徒がおよそ8割を占めている。また、性別に関しては、男子が72%を占めている。その他、PRUの在籍者の42.5%が無償学校給食(free school meal)の対象となっており、幼児学校・初等学校の15.7%、中等学校の14.1%に比して、無償学校給食の対象者の割合が高いということも特徴である¹⁹⁾。また、特別な教育ニーズを持つ子どもが81%を占めている。これは、初等学校における14.2%、中等学校における12.4%と比べて、非常に高い値となっている²⁰⁾。

3. AP に対する質保証の取り組み

3-1. AP に対する質保証への注目

以上において、APに通う生徒、そこで提供さ れる教育内容が非常に多様であることを見てきた が、本節では、このような AP に対していかなる 質保証の取り組みが行われているのかについて述 べていきたい。AP における教育が注目されるよ うになった契機としては、APに在籍している大 半の生徒が十分な学力を身につけていないことが 問題視された²¹⁾ ことがあげられる。たとえば、 2011/2012年の中等教育修了資格試験 (General Certificate of Secondary Education, GCSE) にお いて、英語と数学を含む5科目以上でA*~Cの 成績を収めた生徒の割合を見ると、通常の公営学 校全体では59.8%であるのに対して、AP は1.4% となっている²²⁾。また、2015/16年には、APでの 教育を終えたおよそ3人に1人がニートの状態に あり、これは通常の学校あるいは特別学校を終了 した若者の中でニートの状態にある者が約20人に 1人であることをふまえると、極めて高い割合と

なっている $^{23)}$ 。このように、義務教育終了後の進路の問題と関わって、AP における教育が注目を浴びた。

APに対する様々な施策が打ち出されていく端 緒となるのが、2012年のテイラーレポートである。 2011年に当時の教育大臣マイケル・ゴーヴ (Michael Gove) は、政府のアドバイザーである チャーリー・テイラー (Charlie Taylor) に対して、 通常の学校以外の施設の現状について調査するこ とを要請した。これを受けて、テイラーは、2012 年に報告書 (Improving Alternative Provision) をまとめている²⁴⁾。この報告書では、教育の質や 職員のスキルなどに関して、AP (ここでの AP は 主に独立 AP を指す) 間で非常に幅があることが 指摘された。また、LA が独立 AP を監督したり、 問題が生じた際に介入したりする権限を有してい ないこと、また、AP に対する質保証のしくみが 整備されている LA が存在する一方で、質保証の 取り組みがほぼ、あるいは、全く行われていない 地域もあることが報告された²⁵⁾。さらに、APに 対する査察に関する懸念としては、未登録の AP に対して査察が行われていないなど、外部による 監督を一切受けていない AP が存在し、不十分あ るいは危険な環境で学んでいる子どもがいる可能 性があることが指摘された 26 。

これを受けて、2013年には、LA を対象とした AP の活用に関するガイドライン(Alternative Provision: Statutory guidance for local authorities)が DfE から発表されている。また、2018年には、未登録の独立学校への対応についての文書²⁷⁾が DfE から発表されるなど、未登録の AP に対する規制も強化されてきている。

3-2. AP に対する学校査察

ここからは、APに対する質保証に関して、APに対する査察に焦点を当てて見ていきたい。

査察は、教育査察の枠組み(Education inspection framework, EIF)に基づき、政府機関であるOfstedが行っている。この枠組みが、幼児教育施設、公営学校、独立学校協議会(Independent Schools Council, ISC)に加盟して

いない独立学校*⁴⁾、高等教育機関に適用される。 学習者が進学する際など、学びの場を移行する際 に、同じ基準で学校間の比較を行うことができる よう、共通の査察枠組みが学校段階や設置主体を 超えて適用されるしくみになっているのである。 そして、APに対してもこの EIF が適用される。

そのうえで、公営学校に対する杳察と独立学校 に対する査察では、評価項目や査察のしくみに若 干の違いがある。公営の AP は公営学校の査察枠 組みに基づき、独立 AP は独立学校の査察枠組み に依拠し、査察が行われる。両者の査察枠組みの 相違点の例として、独立学校に対する査察では、 EIF に示された評価項目に加えて、独立学校基準 (Independent School Standards ①提供される教 育の質、②生徒の精神的・道徳的・社会的・文化 的発達、③生徒の福祉・健康・安全、④職員・補 助職員・経営者の適切性、⑤学校の施設、⑥情報 の提供、⑦苦情処理の方法、⑧学校におけるリー ダーシップとマネジメントの質) に照らした審査 も行われる²⁸⁾。また、査察のサイクルに関して は、公営学校の場合、前回の査察において、「1優 れている」、「2良い」と評価された学校は、おお よそ4年周期で査察を受ける。一方、「3改善を 要する」との評価を受けた学校は、30カ月以内に 再度査察を受ける。また、「4不十分である」と判 断された学校は、アカデミーへの転換を求められ る。他方、独立学校は、通常3年ごとの査察を受 け、「3改善を要する」あるいは「4不十分である」 と評価された学校に関しては、改善状況の監督を 受けつつ、2年以内に再び査察を受けることに なっている。査察を担当するのは、主に、Ofsted に雇用されている勅任視学官 (Her Majesty's Inspector, HMI) と Ofsted と契約を結んだ民間企 業によって雇用されている査察官である。

3-3. 評価の観点―通常の学校との共通部分

以下では、APに対する査察が行われる際に、 どのような観点から評価が行われるのかについ て、EIFに基づき述べていく。はじめに、通常の 学校と AP 双方に共通に適用される評価の観点か ら見ていきたい。評価が行われる領域は、「①総 合評価」(overall effectiveness)、「②教育の質」 (quality of education)、「③ 行 動 や 態 度」 (behaviour and attitudes)、「④ 個 人 の 発 達」 (personal development)、「⑤リーダーシップとマネジメント」 (leadership and management) である。「①総合評価」は、②~⑤をふまえて決定される。これらが、それぞれ4段階(「1優れている」、「2良い」、「3改善を要する」、「4不十分である」) で評価されることになっている。

次に、各項目の内容を概説する。「②教育の質 | は、「意図」(intent)、「実践」(implementation)、 「結果」(impact)という3つの側面から評価され る。「意図 |とは、校長をはじめとしたリーダーが、 すべての学習者に対して、人生において成功する ための知識や文化資本を提供するカリキュラムを 編成しているか、ほぼすべての生徒に同程度の学 力などを期待しているか(特別な教育ニーズを 持った生徒など、これが適当でない場合は、カリ キュラムが彼らのニーズに合ったものになってい るか)、カリキュラムが可能な限り幅広い分野を 学べるものになっており、特定の分野への特化は 必要な時のみに限定されているかなどが評価され る。また、「実践 | とは、教員が教科に関する十分 な知識を持っているか、教員が学習者の理解状況 を体系的にチェックし、フィードバックを行って いるか、教員とリーダーが適切にアセスメントを 行っているかなどに関わる内容である。また、「結 果」とは、生徒が期待される知識や技能を獲得し ているかなどに関わることである。該当する場合 には、ナショナルテストなどの試験の結果や資格 の取得状況なども参考にされる。

「③行動や態度」とは、学習に対する学習者の 積極的な態度、良好な出席率、学習者と教職員と の間の良好な関係、いじめや差別が許されない環 境の醸成などに関わる項目である。

「④個人の発達」は、カリキュラムの内容が幅広いものになっているか、カリキュラムや教育活動が生徒のレジリエンスや自信、自立を育むものになっているか、生徒が現代のイギリスの生活に適応できる価値観を身につけられる教育内容になっているかなどを含むものである。

「⑤のリーダーシップとマネジメント」は、校長をはじめとしたリーダーが明確で高いビジョンを持っているか、すべての学習者が学習プログラムを修了できるようリーダーが努力しているか、リーダーが学習者や保護者、職員などと効果的に関わっているか、支援を必要としている学習者や虐待を受けている学習者などを特定し、支援を行っているかなどに関わる内容となっている。

以上で述べたような様々な角度からの評価の観点が AP に対しても共通に用いられることになっている。

3 - 4. 評価の観点—AP の独自性、多様性への 配慮

前述した評価の観点が AP にも共通に適用される一方で、査察官を対象とした査察の指針には、EIF を AP に適用する際の留意点も掲載されている。公営学校の査察に関する指針、独立学校の査察に関する指針の双方において留意点が記述されているが、ここでは独立学校の査察に関する指針を見ていくこととしたい。

AP を評価する際の留意点を要約したものが表 3である。EIF が AP に適用される際の特徴につ いて、3点指摘できるであろう。第一に、APに 在籍する個々の生徒のニーズの把握とその充足が 重視されている点である。それぞれの生徒のニー ズについて度々言及されており、各生徒のニーズ をふまえた実践が AP のリーダー等に要請されて いる。第二に、生徒の安全確保の重要性が強調さ れていることである。安全とは、ドラッグ、アル コール、犯罪への関与、性被害、メンタルヘルス の問題、いじめ、暴力など、幅広い危険から生徒 を守ることである²⁹⁾。AP に在籍している生徒の 特性をふまえ安全がとりわけ重要であることが強 調されている。第三に、各 AP の個々の状況をふ まえた評価が行われる点である。各 AP に在籍し ている生徒の状況が多様であることを考慮し、各 施設の成果を柔軟に捉えている。なお、APのカ リキュラムについては、APにはナショナルカリ キュラムに従う義務が課されていない。

表3 APを評価する際の留意点

EIF のすべての部分が独立学校として登録されている AP、あるいは独立学校によって活用されている AP に適用される。しかしながら、学校が置かれている環境がすべて異なるように、AP も様々である。査察官は、以下の点について証拠を収集し、評価を行う。

- ・生徒(特別な教育ニーズを持つ生徒を含む)が APに通い始めた際に、APのリーダーがどの程度生徒のニーズを特定し、評価し、そのニーズを充足できているか
- ・すべての生徒のニーズや希望する進路をふまえたカリキュラムを編成することにおいて、APのリーダーがどの程度役割を果たしているか
- ・生徒の支援のあり方に関して、APのリーダーは、保護者や必要に応じて専門家を関与させているか
- ・APのリーダーがすべての生徒に対して期待を持っているか
- ・APのリーダーがすべての生徒を学校生活に参加させ、特に次の段階の教育、就職、訓練、生活への準備に重点を置いているか
- ・AP は、生徒の学習や成長をうまく評価しているか、また、生徒(特別な教育ニーズを持つ生徒を含む)の成果は、様々な教育の結果、向上しているか
- ・AP に在籍する生徒は、しばしば重大で複雑な、危険にさらされやすい特性を有している。 査察官は、このような特性もふまえて、AP のリーダーが、他の学校と同様に、適切で効果的な生徒たちを守る対策を講じているかどうかを評価する。
- ・登録済みの独立学校に在籍する生徒が一時的に AP に在籍している場合は、査察官は AP における在籍がどの 程度安全か、どの程度生徒の成長に効果的かを評価する。査察官は、独立学校によって利用されている AP の 一部を訪問する必要がある。
- ・AP は、生徒が AP に在籍している理由、生徒のニーズ、在籍の期間や週当たりの在籍時間などに応じて、異なる目的を有している。査察官は、すべての生徒の学力面、あるいは職業スキル等における成長を重視しつつ、学校の成功を、それぞれの目的をふまえて評価する。
- ・AP に通う生徒たちは、しばしば過去の出席状況が芳しくない。査察官は、生徒の出席状況の改善の程度を評価する。また、査察官は、リーダーが生徒の出席を適切に記録し、把握しているかを評価する。生徒が当該施設でパートタイムで学び、他の施設においても教育を受けていない場合には、AP がその生徒を適切に監督し、フルタイムの教育を受けるように働きかけているのかを評価する。
- ・査察官は、生徒が AP での教育を終えた際に適切な次の学びの場や進路を見つけられているかを見る。また、 査察官は、生徒の AP への移行、あるいは、AP からの移行をスムーズにするため、AP が家族や他の学校やそ の他の機関と連携しているかについても見る。

4. まとめに代えて

以上をふまえて、イギリスにおける AP に対する評価の観点についてまとめてみたい。まず、通常の学校との共通点については、共通の評価枠組みが適用されており、幅広い観点から、バランスよく、そこで行われる教育が総合的に評価されるしくみになっている。他方で、AP の独自性や多様性を考慮して評価が行われる部分もある。第一に、生徒の安全面の確保については、AP に対してとりわけ強く要請されており、生徒の安全確保という点に関して規制が強化されていることがわかる。第二に、個々の生徒のニーズをふまえた実践が推奨され、何を教育の成果と捉えるのかについる。第二に、間々の生徒のニーズをふまえた実践が推奨され、何を教育の成果と捉えるのかについる。第二に、間々の生徒の二ーズをふまえた実践が推奨され、何を教育の成果と捉えるのかについる。第二に、間々の生徒の二一ズをふまえた実践が推奨され、何を教育の成果と捉えるのかについる。また、独自の教育実践を行うことが認められている一方

で、その教育実践におけるリーダーの役割が非常に重視されていることも特徴的である。リーダーが生徒のニーズを正確に把握できているか、生徒の二ーズに応じた教育実践を計画し、実践し、生徒の成長を促しているかが評価されている。すなわち、各施設で行われている教育実践の妥当性が厳格に問われているのである。このように、教育内容の多様性は認めつつ、各施設で行われる教育実践が必要性に基づいて行われているかを評価することによって、質を確保しようとしている。

本稿では、APの質保証に関して文書の分析に よって明らかにした。すなわち、制度面での分析 にとどまっており、実態については明らかにでき ておらず、今後の課題としたい。

〈注〉

- *1) 文部科学省の学校基本調査によると、平成 21年度には、学校数205校、生徒数186,112人 であったのが、令和元年度には、学校数253校、 生徒数197,696人となっている。
- *2) 校長は懲戒として退学処分や停学処分を行うことができ、懲戒以外の理由(たとえば、 当該学校では満たすことのできないと思われるニーズを生徒が抱えている、学業成績の不振、保護者の行動など)で退学処分等を行うことはできない。(DfE, Exclusion from maintained schools, academies, pupil referral units in England: Statutory guidance for those with regal responsibilities in relation to exclusion, 2017, pp.9-10)
- *3)継続教育カレッジは、義務教育を終了した 年齢段階の者に対して、職業教育を中心とし た多様な課程を提供している。
- *4) ISC に加盟している学校については、独立学校評価機構(Independent Schools Inspectorate, ISI)が査察を実施している。独立 AP は、ISC に加盟していない学校が多く、Ofsted による査察を受ける割合が高い。FFT education datalab によると、116の施設(前述の128の施設のうち、12の施設は、2017、2018年に閉校になっている)のうち109の施設が Ofsted による査察を受けている。(FFT datalab ウェブサイトhttps://ffteducationdatalab.org.uk/2018/05/

what-weve-learnt-about-the-independent-alternative-provision-sector/2021年9月3日閲覧)

〈引用文献〉

- 1) 永田佳之『オルタナティブ教育 ―国際比較 に見る21世紀の学校づくり―』新評論、2005年
- 2) 永田佳之「究極のマイノリティとしてのホームスクール イギリスの経験から考える」永田 住之編『変容する世界と日本のオルタナティブ 教育―生を優先する多様性の方へ』世織書房、 2019年、pp.31-55

- 3) 植田みどり「イギリス・サマーヒルスクール の提訴が示唆するもの」同上、pp.210-227
- 4) 樋口くみ子「教育支援センター(適応指導教室)の「整備」政策をめぐる課題と展望」、『<教育と社会>研究』第26号、2016年、p.32
- 5) Department for Education, Creating opportunity for all: Our vison for alternative provision, 2018, p.5
- 6) DfE, op.cit., p.5
- 7) 青木研作「イギリス連立政権下のアカデミー 政策 ―学校の自律化が与える地方教育行政へ の影響に着目して―」『日英教育研究フォーラ ム』19号、2015年、pp.46-48
- 8) Warwickshire County Council ウェブサイト https://schools.warwickshire.gov.uk/earlyhelp-targeted-support/alternative-provision/ 2?documentId = 20&categoryId = 5 (2021年8月26日閲覧)
- 9) Warwickshire County Council, Warickshire's Alternative Education Provision Framework, 2019 を要約した。
- 10) National Statistics, Schools, pupils and their characteristics: January 2019 PRU には、AP アカデミーや AP フリー・スクールの数も含まれている。また、同一の生徒が複数の AP を利用する場合は、重複してカウントされていない。
- 11) FFT data lab ウェブサイト https://ffteducationdatalab.org.uk/2018/05/whatweve-learnt-about-the-independent-alternative-provision-sector/(2021年8月27日閲覧) この調査では、独立特別学校を除いた882の施設の施設について、それぞれのウェブサイトや Ofsted などの査察報告書をもとに、どのような生徒を対象としているかによって AP かどうかを判断している。
- 12) Ofsted, The Annual Report of Her Majesty's Chief Inspector of Education, Children's Services and Skills 2018/19, 2019, p.81
- 13) House of Commons Education Committee, Forgotten children: alternative provision and

the scandal of ever increasing exclusions (Fifth Report of Session 2017-19), p.15

- 14) DfE, Alternative Provision: Statutory guidance for local authorities, 2013, p.5
- 15) DfE (2018), p.6
- 16) DfE (2017), p.16
- 17) 英国政府ウェブサイト

https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/permanent-and-fixed-period-exclusions-in-england/2019-20#dataBlock-f952 ed55-7d9c-41dc-fed7-08d94c21d8b6-tables (2021年8月27日閲覧)

- 18) IFF research Ltd, Martin Mills and Patricia Thomson, Investigative research into alternative provision, 2018, p.96
- 19) National Statistics, op.cit.
- National Statistics, Special educational needs in England: January 2019
- 21) Policy paper 2010 to 2015 government policy: children outside mainstream education (https://www.gov.uk/government/publications/2010-to-2015-government-policy-children-outside-mainstream-education 2021年9月3日閲覧)
- 22) DfE, GCSE AND EQUIVALENT RESULTS IN ENGLAND 2011/12 (REVISED) (Statistical First Release), 2013
- 23) DfE (2018), p.8
- 24) Charlie Taylor, Improving Alternative Provision, 2012
- 25) Ibid., pp.8-9
- 26) Ibid., p.17
- 27) DfE, Unregistered independent schools and out of school settings: Departmental advice for collaborative working between the Department for Education, Ofsted and local authorities, 2018
- 28) Ofsted, Non-association independent school inspection handbook: Handbook for inspecting non-association independent schools in England under section 109(1) and (2) of the Education and Skills Act 2008, 2019, pp.3-4

29) DfE, Keeping children safe in education: Statutory guidance for schools and colleges, 2020, pp.12-16

〈参考資料〉

- 1. Ofsted, Education inspection framework (EIF), 2021
- 2. Ofsted, Non-association independent schools handbook, 2021